

公益社団法人日本看護協会代議員及び予備代議員の選出に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本看護協会（以下「日看協」という。）定款第12条に規定される代議員及び第14条に規定される予備代議員の京都府看護協会における選出方法を定めることを目的とする。

(事務の管理)

第2条 代議員及び予備代議員の選出に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。ただし、選挙は総会議長の指揮下で執行する。

(選出の時期及び選出方法)

第3条 代議員及び予備代議員は、任期の始期が属する年度の前年度の定時総会において選出する。

2 代議員及び予備代議員は、推薦枠及び立候補枠に区分して選出する。

3 前項の場合において、推薦枠の代議員及びその予備代議員は、理事会が推薦する者から選出し、立候補枠の代議員及びその予備代議員は、会員から候補者を募り選出する。

(職種ごとの最低選出数)

第4条 代議員は、日看協定款細則第14条により職種ごとに看護師2名、保健師、助産師、准看護師から各1名を定数の範囲内で最低選出するものとする。

2 前項の規定は、予備代議員について準用する。

(推薦枠の代議員の定数等)

第5条 推薦枠の代議員の定数は、10名とし、次により割り当てる。

(1) 副会長、専務理事、常任理事、組織担当理事の職にある者の中から 6名

(2) 各職能理事、准看護師理事の職にある者 4名

(立候補枠の代議員の定数等)

第6条 立候補枠の代議員の定数は、日看協定款細則第13条の規定により通知された代議員の定数から推薦枠の定数を控除した数とする。

2 前項の定数は、別記ブロックに原則として各1名を割り当てた後、当該ブロックを構成する地区支部の会員数（選出の前年12月末日現在）の割合に応じて理事会の決議により別に定める。

(予備代議員の定数等)

第7条 予備代議員の定数は、前2条の代議員の定数と同数以上で理事会の決議により別に定める。

2 前項の定数は、推薦枠の予備代議員については、「第5条第1号の職にある者」を「正会員」に、「同条第2号の職にある者」を「正会員である保健師、助産師、看護師、准看護師」にそれぞれ読み替え、代議員の定数の状況を考慮して割り当てる。また、立候補枠の予備代議員については、別記ブロックの代議員の定数の状況を考慮して割り当てる。

(予備代議員と代議員の対応関係)

第8条 予備代議員が補欠として対応する代議員は、次のとおりとする。

(1) 第5条第1号に関する予備代議員は、同号の全代議員に対応する。

(2) 第5条第2号に関する予備代議員は、同号の個別の代議員に対応する。

(3) 第6条に関する予備代議員は、別記ブロックごとに当該ブロック内の全代議員に対応する。

2 前項の予備代議員相互間の優先順位は、前項第1号及び第2号の予備代議員にあっては、理事会が推薦時に付す順位とし、第3号の予備代議員にあっては、別記ブロックごとに得票数の多い順とする。

(選挙管理委員会への通知)

第9条 会長は、代議員及び予備代議員の立候補枠の定数が決定されたときは、選挙管理委員会に速やかに通知しなければならない。

(選出の公示)

第10条 選挙管理委員会は、代議員及び予備代議員の選出について、当該代議員及び予備代議員の選出の年の2月に公示しなければならない。

(推薦枠の候補者)

第11条 理事会は、推薦枠の代議員及びその予備代議員の推薦を決定したときは、推薦者名簿を選挙管理委員会に提出しなければならない。

(立候補枠の候補者)

第12条 立候補枠の代議員又はその予備代議員になろうとする者は、正会員5名以上の推薦を受け、別に定める書面により選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 会員が他の会員を立候補枠の代議員又はその予備代議員に推薦しようとするときは、推薦人として他4名以上の正会員の同意を募り、被推薦人本人の承諾を得た上で、前項と同様その旨を届け出なければならない。

3 推薦委員会は、立候補枠の代議員又はその予備代議員の候補者が定数に満たないとき、その他必要と認めたときは、候補者を推薦するものとする。この場合、予備代議員の候補者については、代議員の候補者となった者以外の者から推薦しなければならない。

(候補者の公示等)

第13条 選挙管理委員会は、選出期日の30日前までに代議員及び予備代議員の候補者を公示しなければならない。

(推薦枠の代議員及び予備代議員の選出)

第14条 推薦枠の代議員及びその予備代議員は、総会議長がその候補者を議場に諮り過半数の賛成を得て選出する。

(立候補枠の代議員及び予備代議員の選出)

第15条 立候補枠の代議員及びその予備代議員は、その候補者に対する投票により選出する。

2 前項の投票及びその開票は、選挙規程を準用して行う。

(選挙結果報告)

第16条 選挙管理委員会は、立候補枠の代議員及びその予備代議員の選出に係る投票及び開票が完了したときは、候補者別の得票数を選挙結果報告書に取りまとめて総会議長に提出しなければならない。

(当選者の決定)

第17条 総会議長は、前条の報告書の提出があったときは、有効投票の過半数を得た者のうち、別記ブロックごとに得票数の多い順に当該ブロックの定数の枠に達するまでの者を立候補枠の代議員及びその予備代議員の当選者に決定し、会長及び議場の会員に報告しなければならない。

2 前項の処理において得票同数者がある場合の当選者は、総会議長がくじで定める。

(選挙録及び選挙結果の公示)

第18条 選挙管理委員会は、選挙の経過を記録した選挙録を作成するとともに、当選者及び次点者を会員に公示しなければならない。

(その他)

第19条 本規程に定めるもののほか、代議員及び予備代議員の選出については、日看協定款及び定款細則に規定するところによる。

附 則

この規程は、平成22年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4 月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 1 月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 1 月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 1 月25日から施行する。

別記 ブロック（第6条第2項関係）

ブロック	北、上京、左京ブロック
	中京・右京、下京・南ブロック
	東山・山科ブロック
	伏見、山城ブロック
	西京・向陽、口丹ブロック
	中丹、北丹ブロック

第1号様式（第12条第1項関係）

（ ）日本看護協会代議員立候補届

（ ）日本看護協会予備代議員立候補届

*該当するものに○を入れてください。

年 月 日

公益社団法人京都府看護協会選挙管理委員会委員長 様

<立候補者>

ブロック

立 候 補 者	フリガナ			印	
	氏 名				
京都府看護協会 会 員 番 号			職 種 (〇印をつけてください)	保 助 看 准看	
勤 務 先 (所属部署)	()				
会 員 歴	京都府看護協会会員歴	年	日本看護協会会員歴	年	
協 会 活 動 歴					
抱 負					

<推薦人>

番号	推薦人氏名	勤務先（所属部署）	京都府看護協会会員番号
1	印		
2	印		
3	印		
4	印		
5	印		

注：用紙はA4縦とする。

第2号様式（第12条第2項関係）

() 日本看護協会代議員候補者推薦届

() 日本看護協会予備代議員候補者推薦届

*該当するものに○を入れてください。

年 月 日

公益社団法人京都府看護協会選挙管理委員会委員長 様

<推薦候補者>

ブロック

立候補者	フリガナ 氏 名		承認印	
京都府看護協会 会 員 番 号		職 種 (〇印をつけてください)	保 助 看 准看	
勤 務 先 (所属部署)	()			
会 員 歴	京都府看護協会会員歴	年	日本看護協会会員歴	年
協 会 活 動 歴				
抱 負				

<推薦人>

推薦人代表氏名	勤務先（所属部署）	京都府看護協会会員番号
印		

番号	推薦人氏名	勤務先（所属部署）	京都府看護協会会員番号
1	印		
2	印		
3	印		
4	印		
5	印		

注：用紙はA4縦とする。

